

特記仕様書（下水道実施設計）

- 1 特記仕様書の適用範囲
- この仕様書は『下水道実施設計業務委託標準仕様書』の第1章1. 1及び1. 2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記標準仕様書による。
- 2 業務の対象
- (1) 名 称

下水道実施設計業務委託（幕張本郷雨水8－2）

(2) 履行期間

契約の翌日から令和9年3月21日迄

(3) 位 置

千葉市花見川区幕張本郷3丁目地内

(4) 設計内容

実施設計（新設・詳細設計：耐震設計レベル1）
開削工法（内径1, 200mm未満） L＝341m
実施設計（新設・詳細設計：耐震設計レベル1及びレベル2）
開削工法（内径1, 200mm未満） L＝332m
推進工法（中大口径） L＝161m
- 3 業務の内容
- 3－1 実施設計（詳細）
- 本業務は、下水道施設の整備を実施するにあたり、過年度の設計成果物に対し、現場における課題を把握したうえで、基礎構造や集水方法等の修正設計を行い、必要となる設計図、計算書等の作成を行うものである。
- なお、業務の実施にあたっては『下水道施設設計業務委託標準仕様書』第7章7. 1記載の参考図書を参考にすることとし、検討に際しては以下の図書を貸与する。
- ・下水道実施設計（基本）業務委託（幕張本郷雨水7－1）

作 業 項 目			作 業 内 容
詳細設計	各種調査	資料収集	業務上必要な資料の収集整理および把握（過年度実施設計報告書にて整理されているが、必要に応じて下水道台帳、完成図、資産管理図、資産調書、下水道計画図書、下水道管路施設調査報告書、土質調査資料、道路陥没・臭気・浸水被害状況、関連機関との協議資料等の資料収集、確認を行うこと）
		現地作業	周辺の土地利用、道路状況および交通量、支障物件等（地下埋設物を含む）、施工環境の調査、測量調査（既存の調査資料および下水道台帳との位置確認、人孔内確認、水量調査、人孔蓋調査、距離・高さ〔人孔天端高、管底高〕の測定等）、ます・取付け管調査（ます内確認、不明桝調査）
	設 計 計 画		地下埋設物プロット、概略計画図の作成、課題の整理、最適工法の選定、施工方法の検討、計画下水量に対する照合、仮排水計画、仮設検討、既存の全体計画との整合性、過年度実施設計報告書の精査
	各 種 計 算		管強度計算、耐震計算、構造計算、流量計算、工程計算等、仮設・補助工法等の計算
	図 面 作 成		位置図、系統図、平面図、縦断面図、横断面図、構造物図、仮設図、工事説明資料（パンフレット等）作成等
	数 量 計 算		開削工、仮設、補助工及び付帯工（既存構造物撤去工）の工事を行うために必要な全ての数量計算
	照査		設計計画の妥当性、比較検討の方法および内容の適切性、各種計算書・設計図の適切性、各種計算書と設計図の整合性

詳細設計	耐震設計	L1、L2地震動について検討を行なう。 マンホールと管渠の接続部及び管渠の継手部の計算（地震動による屈曲角、抜き出し料及び地盤の永久ひずみによる抜き出し量）、管渠本体の計算、マンホール本体の計算、側方流動の検討、液状化の判定、液状化層厚と沈下量（沈下に伴う屈曲角、抜き出し量等）、地盤急変化部・急曲線等の特殊条件における計算、耐震設計に対する照査
設計協議		設計内容の協議、施設管理者、他関係機関及び関係企業との協議等
報告書作成		まとめ、概要書（設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、過年度実施設計からの修正点、土質条件、埋設物条件、設計フローチャート、施工方法、工程表等）の作成
その他		1) 官公庁、地元関係者への協議資料作成 2) 他企業への近接施工協議資料作成 3) リサイクル計画書の作成（発生土の有効利用）

3-2 設計中間報告会

本業務は、実施設計途中段階で設計中間報告会を実施することとする。
実施時期については、監督職員より別途指示するものとする。

4 提出図書

位置図、系統図、平面図、縦断面図、横断面図、構造物図、仮設図、水理計算書、構造計算書、耐震計算書、リサイクル計画書、数量計算書、設計報告書、経済比較検討書、積算根拠資料、打合せ議事録、測量記録簿、地下埋設物調査資料、その他の資料（申請等に関する資料）

5 安全管理について

- (1) 受注者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、「労働安全衛生法」、「酸素欠乏症等防止規則」並びに「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じること。
- (2) 事故防止を図るため、安全管理については「作業計画書」に明示し、受注者の責任において実施すること。
- (3) マンホール、管渠などに入出入りし、または、これらの内部で作業を行う場合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者（第2種）の指示に従い、酸素欠乏空気、有害ガスなどの有無を作業開始前と作業中に常時調査し、換気を行い事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素、硫化水素及び有毒ガスは、マンホール、管渠に入出入りする際は必ず測定し、測定時刻を含め記録、保存し、提出するものとする。
- (4) 作業中、酸素欠乏空気や有害ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講じるとともに、監督職員及びその他関係機関に緊急連絡を行い、その指示を受けること。
- (5) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあてること。
- (6) マンホール内に入る際は足掛金物の状態に注意し、腐食等により使用が困難な場合には、転倒防止措置を行った梯子及び安全帯等を使用するなど転落事故の防止に必要な措置を講じること。
- (7) 受注者は、調査にあたって、水道施設、またはガス管等の付近では、絶対に火気を使用しないこと。
- (8) 万一事故が発生した時、緊急連絡体制表に従い、ただちに監督職員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講じること。
- (9) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに監督職員に報告すること。

6 局地的な大雨に対する安全対策について

- (1) 注意報、警報等の気象情報を工事中止判断に活用するため、主任技術者又は担当者は「千葉市安全・安心メール」への登録を行うこと。

- (2) 大雨に関する注意報発令後、流域内で降雨が確認された場合は、作業を中止すること。
- (3) 大雨に関する警報が発令された場合は、作業を中止すること。
- (4) 上記をふまえた上で、現場特性を把握し、大雨時の安全管理計画を業務計画書へ明記しその内容について、作業員への周知徹底を図ること。
 - ① 現場特性の事前把握
 - ② 作業等の中止基準・再開基準の設定
 - ③ 迅速に退避するための対応

7 電子納品

本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領(令和8年2月)：(以下、「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R)で2部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、「電子納品運用ガイドライン【委託業務編】(平成30年4月)」を参考にするものとする。

成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

成果品として上記電子納品を含む以下項目についても成果物として提出するものとする。

- | | |
|-----------------------|----|
| 1) 報告書(A4版として縮小図面を添付) | 1式 |
| 2) 電子データ | 1式 |
| 3) その他監督職員が指示するもの | 1式 |

8 情報共有システムの利用

本業務は、土木設計業務等におけるASP方式の情報共有システム「受注者希望型」に取り組む業務である。実施に際しては、別に定める「千葉市土木設計業務等における情報共有システム試行要領」に基づき実施するものとする。

業務妨害又は不当要求に対する措置に関する特約 (設計業務等)

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(業務妨害又は不当要求に対する措置)

第2条 受注者（以下「乙」という。）は、業務の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

（1）暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。）から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに千葉市（以下「甲」という。）に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

（2）乙の下請業者が暴力団等から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、乙に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第3条 甲は、乙が前条に違反した場合は、千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。乙の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。